

サンデー塩釜店・ドラッグストアモリ塩竈市新浜町店の届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 オリックス株式会社
株式会社ドラッグストアモリ
- 2 届出日 令和 5 年 1 0 月 1 0 日
- 3 店舗の名称 サンデー塩釜店・ドラッグストアモリ塩竈市新浜町店
- 4 店舗設置者 オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木 1 1 4 8 番地の 1
- 5 店舗所在地 塩竈市新浜町二丁目 3 8 番 外
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 4, 5 5 3 m²
(変更後) 5, 9 9 8 m²
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数
(変更前) 9 6 台
(変更後) 1 5 6 台
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 2 0 台
(変更後) 5 3 台
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 1 1 0 m²
(変更後) 1 5 5 m²
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 1 5 . 4 7 m³
(変更後) 2 2 . 4 3 m³
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社サンデー 午前 7 時から午後 9 時まで
(変更後) 株式会社サンデー 午前 7 時から午後 9 時まで
株式会社ドラッグストアモリ 2 4 時間
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場 N o . 1 午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
駐車場 N o . 2 午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで

(変更後) 駐車場No. 1 午前6時30分から午後9時30分まで
駐車場No. 2 午前6時30分から午後9時30分まで
駐車場No. 3 24時間

③ 駐車場の自動車の出入口の位置

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設No. 1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設No. 2 午後9時30分から午前6時30分まで

(変更後) 荷さばき施設No. 1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設No. 2 午後9時30分から午前6時30分まで
荷さばき施設No. 3 午前6時から午後10時まで

7 変更する年月日

令和6年6月11日

8 事務手続き等

- ・ 公 告 年 月 日 : 令和5年10月24日
- ・ 縦 覧 期 間 : 公告の日から令和6年2月26日まで (公告の日から4か月)
- ・ 地 元 説 明 会 : 令和5年12月4日
- ・ 市町村等からの意見書提出期限 : 令和6年2月26日 (公告の日から4か月以内)
- ・ 県の意見の通知期限 : 令和6年6月10日 (届出から8か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数 6箇所

住民説明会の実施状況

開催日時	令和5年12月4日（月）午後6時から午後6時30分
開催場所	塩竈市魚市場中央棟 中会議室 塩竈市新浜町1丁目13-1
出席人数	5名

質問事項	設置者の回答内容
オープン予定日はいつか。	法手続き上は6月11日になっておりますが、県の手続きによってはオープン日が前後する可能性もあります。 →指針の対象外
夜間、出入口付近で騒音レベルが超過することが予測されているが、どのような対策を検討しているのか。	出入口で超過する自動車走行音は、出入口付近では十分な徐行運転がなされるため、そこで発生する音が保全対象となる建物側では基準値を満足いたします。 →県の意見は不要
入口No. 5、出口No. 4では車両流動をどのようにして制限するのか。	案内表示看板等で周知を図ります。 →県の意見は不要

塩竈市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	オリックス株式会社 株式会社ドラッグストアモリ	
届 出 年 月 日	令和5年10月10日	
店 舗 名 称	サンデー塩釜店・ドラッグストアモリ塩竈市新浜町店	
所 在 地	塩竈市新浜町二丁目38番 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>騒音対策として実施することとしている搬入車両の徐行運転を徹底願います。また、騒音基準を超過している地点付近において、周辺の土地利用が変化し住居等が立地した場合や周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	